

平成 26 年 第 9 回 農業委員会総会

日時 平成 26 年 9 月 29 日 (月) 午後 3 時

場所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長 金城 正春	代理 眞榮里 保	1 番 伊保智栄美	2 番 宮里 良淳
3 番 上原 英正	4 番 大城 正幸	5 番 山城 学	6 番 具志堅 繁光
7 番 稲福 ツヤ子	8 番 大城 茂治	9 番 上原 和雄	10 番 大城 仁輝
11 番 亀甲 康榮	12 番 金城 哲男	13 番 賀数 宏	14 番 伊敷 幸栄
15 番 金城 勲	16 番 仲西 栄二	17 番 玉城 盛雄	18 番 新垣 芳隆
19 番 大城 竹信			

【欠席委員】

20 番 国吉 真昭 21 番 大保 新幸

【職務のために出席した職員】

新垣 康徳 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

8 番 大城 茂治 9 番 上原 和雄

【議事日程】

日程第 1	議案第 35 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 36 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 37 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 38 号	買受適格証明願いについて
日程第 5	議案第 39 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

26年 第9回総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、20番の国吉 真昭委員、21番大保 新幸委員から欠席という連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立ということになります。それではよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>みなさんこんにちは。お互いの農業委員会の任期も9月30日、明日までということで任期を迎えます。あとでご挨拶はさせていただきますのでよろしく申し上げます。去った9月22日に、県の常任会議がありました。糸満からは、5条案件で宅地等3件、議案通り決定しております。本日の議事録署名委員を、8番大城 茂治委員、9番上原和雄委員よろしく申し上げます。</p> <p>【議題の宣言】 本日の議題は、 日程第1議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 15件 日程第2議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 3件 日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件 日程第4議案第38号 買受適格証明願いについて 2件 日程第5議案第39号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について5件 となっております。</p>
会長	<p>【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請について15件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等をよろしく申し上げます。それでは事務局お願いします。</p>
事務局	<p>では2ページをお開きください。農地法3条です。1番の案件から説明していきたいと思えます。</p>

議案書を読み上げて説明（一部内容省略）	
事務局	<p>1番は、字与座の1筆で、売買による所有権移転の設定です。2番は字真壁の3筆、字南波平の1筆で10年間の使用貸借設定です。3番は字伊原の1筆で贈与による所有権移転です。4番は字大里の1筆で売買による所有権移転です。4・5番は同一で関連しております。次3ページをお開きください。6番・7番は同一で関連しております。字糸州の2筆で5年間の賃貸借の設定です。次は8番・9番は譲受人が同一で関連しております。8番は字賀数の1筆で贈与による所有権移転です。9番は字阿波根の4筆で3年間の使用貸借の設定です。10番は字伊原の2筆で5年間の使用貸借の設定です。10番は備考にも書いてありますが同時申請です。次4ページをお開きください。11番は字小波蔵の1筆で売買による所有権移転です。12番は字北波平の2筆で売買による所有権移転です。13番は字伊敷の1筆、14番は字真壁の1筆です。15番は喜屋武の1筆でそれぞれ売買による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>はい。3ページの件についてです。6・7番について具体的に知りたいのですが、面積を二つに割ったことについて詳しく説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6・7番は2筆とも地番が一緒でこの土地は共有名義になっています。申請人も一枚の用紙に2人の名前を書けば済んだと思うのですが、申請人が二つに分けて申請を出したので、面積を半分に割って二つに分けて作成しました。</p>
委員	<p>申請人自体がでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

会長	他にございませんか。
委員	はい。4 ページの件についてです。権利区分が売買となっておりますが、これは親子なのか兄弟なのか。もし、親族であれば売買は不自然だと思いました。贈与あるいは生前相続ともあるのですがその辺を詳しく説明をお願いします。
事務局	その内容までは聞いていません。以前にも何件か親子での売買があったので受理しました。親子では間違いありません。
委員	はい。分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい。農業従事日数が 150 日となっておりますが一人あたり何日以上あればいいのですか。
事務局	世帯 1 人あたり 150 日以上であれば大丈夫です。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、第 35 号の案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第2議案第36号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について3件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは6ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p>
事務局	<p>1番は、字摩文仁の1筆で第2種農地の太陽光発電への転用です。2番は字名城の1筆、第2種農地で駐車場への転用申請です。3番は字座波の3筆、第2種農地で専用道路への転用です。以上です。</p>
会長	<p>では、議案第36号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。</p>
委員	<p>本日の調査は、20番国吉真昭委員、21番大保新幸委員だったのですが2人とも今回事情があって欠席ということなので、19番大城竹信委員と事務局の兼城浩康主幹が調査に行ってきました。まず、8ページの航空写真をご覧ください。こちらは前にも調査したのですが、事務的に不備があったということで再度申請しております。摩文仁集落の中に太陽光発電としても問題ないという意見で一致です。次2番は10ページをご覧ください。こちらは名城ビーチ入口付近でありまして、隣地に住宅が建っております。トラックの駐車場ということにして、特に問題はないと思います。次12ページをご覧ください。こちらは10軒ほど住宅が立ち並んでおりまして進入道路としての申請です。今年に入って何件も申請がありました場所ですので特に問題はないと思われれます。以上です。</p>
会長	<p>はい、ご苦勞様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>

委員	はい。2 番に関してですが駐車場の申請なのですが、一回に申請できる面積等の制限はありますか。
事務局	制限はありません。ただし、これぐらい必要という根拠を示す必要があります。
委員	はい、わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	はい。1 番の申請の件について、どうして再度の申請になっているのか説明をお願いします。
事務局	4 条の申請は相続関係の承認等の書類不備ということで県から取り下げた方がいいということで、取下げました。
委員	再度やりなおしということですか。
事務局	はい、そうです。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。

会長	それでは議案 36 号の案件について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	はい、それでは次に進みます。日程第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 14 ページをお開きください。議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件あります。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	はい。それでは大城調査員をお願いします。
委員	航空写真の 16 ページご覧ください。座波保育園の近くでありまして 3 種農地ということですので、こちらは問題ないと判断しました。現在は数軒の住宅が建っています。そして、潮平の件ですが、18 ページの右上に白地みたいながありますが、以前転用許可を受けた場所でそこも調査したところ家が完成しておりまして、駐車場が狭いということで隣の畑を買って駐車場にしたということです。こちらも 3 種農地ということですので問題はないと思われま
会長	それでは委員のみなさんご意見等よろしくをお願いします。
委員	はい。農地には 1 種、2 種、3 種と区別がありますがこの 1 種、2 種、3 種というのは誰がその区別をするのか。そして区分する場合、農業委員との関わりがあるのかどうか教えて下さい。
事務局	区分は農地法の中ではある程度基準が決まっています。第 3 種農地であれば、市街地に隣接していて、上下水道が 2 つ以上あれば第 3 種農地として認めて

	います。
会長	それでは、議案第 37 号案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 38 号買受適格証明願いについて議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは買受適格証明願いについて(農地法 3 条) 説明します。 議案書を読み上げて説明 (内容省略)
委員	買受適格証明書は一回取れば何か月間有効とかあるのですか。また、土地を購入する度に申請しなければならないのですか。
事務局	物件を購入する度に必要です。
委員	はい、わかりました。
会長	他にございますか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 38 号案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	では、次に進みます。第5議案第39号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について5件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは21ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用権設定についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略）
事務局	26-45から説明致します。字照屋の1筆で5年間の使用貸借の設定です。野菜、花卉の規模拡大となっています。26-46は、字山城の3筆で3年間の使用貸借です。花卉の規模拡大となっています。次に22ページお開き下さい。26-47は、字賀数の1筆で5年間の使用貸借権の設定となっています。以上です。
会長	はい。では、事務局からの説明をふまえて委員の皆さんのご意見等よろしくをお願いします。
委員	26-47に関してですが、更新ということですがどういうことですか。
事務局	更新というのは現在も借りている土地で、今回期限が来るのでその前に貸借権を更新するということです。
委員	はい。わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。

委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 39 号の案件について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	では、来月の総会は 10/28(火)となっております。よろしくお願ひします。
会長	はい。ありがとうございました。以上をもちまして本日の第 9 回総会は終了いたします。ご協力ありがとうございました。
	議事録署名人 8 番 大 城 茂 治 9 番 上 原 和 雄